

瀬戸市徴収職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 25 年 3 月 29 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 12 号

瀬戸市徴収職員に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市徴収職員に関する規則（平成 24 年瀬戸市規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第 1 条 この規則は、国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療の保険料その他の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 3 第 3 項に規定する歳入又は都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 75 条第 5 項に規定する負担金（以下「徴収金」という。）について徴収、滞納処分（国税又は地方税の滞納処分の例により処分することをいう。）等（以下「滞納処分等」という。）を行う職員に関し、必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第 1 条 この規則は、国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療の保険料その他の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 3 第 3 項に規定する普通地方公共団体の歳入として徴収するもの（以下「徴収金」という。）について徴収、滞納処分（地方税の滞納処分の例により処分することをいう。）等（以下「滞納処分等」という。）を行う職員に関し、必要な事項を定めるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。